

九州電力株式会社  
玄海原子力発電所  
平成29年度(第1回)保安検査報告書  
(1号炉)(廃止措置中)

平成29年8月  
原子力規制委員会

## 目次

1. 実施概要 .....	1
(1) 保安検査実施期間 .....	1
(2) 保安検査実施者 .....	1
2. 玄海原子力発電所の設備及び概要 .....	1
3. 保安検査内容 .....	1
4. 保安検査結果 .....	2
(1) 総合評価 .....	2
(2) 検査結果 .....	2
(3) 違反事項 .....	10
5. 特記事項 .....	10

## 1. 実施概要

### (1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添参照)

自 平成29年5月22日(月)  
至 平成29年6月9日(金)

### (2) 保安検査実施者

玄海原子力規制事務所

今枝 俊幸

鈴木 紳一

河原田 潔

松岡 徹之

堤 康幸

福原 大輔

## 2. 玄海原子力発電所の設備及び概要

号炉	出力(万 kW)	運転開始年月等	廃止措置状況等
1号炉	55.9	運転開始: 昭和50年10月15日 運転終了: 平成27年 4月27日	廃止措置中 (第一段階) 平成29年 4月19日～

## 3. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している廃止措置管理状況の聴取、記録確認、発電用原子炉施設の巡視、定例試験等への立会についても保安検査として実施した。

### (1) 基本検査項目

- ① 廃止措置計画の認可を踏まえた検査
- ② 工事管理の実施状況(抜き打ち検査)

### (2) 追加検査項目

なし

## 4. 保安検査結果

### (1) 総合評価

今回の保安検査では「廃止措置計画の認可を踏まえた検査」及び「工事管理の実施状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。

基本検査の結果、「廃止措置計画の認可を踏まえた検査」については、認可された保安規定を受けて、第2章品質保証、第3章保安管理体制、第4章廃止措置管理、第5章燃料管理、第6章放射性廃棄物管理、第7章放射線管理、第8章保守管理、第9章非常時の措置及び第10章保安教育の各章において下位規定である基準、要領等の社内規定類が制定又は改正され、廃止措置業務が適切に運用できる体制にあることを確認した。

ただし、廃止措置段階の工事管理に係る保安規定第19条を受けた保修業務に係る複数の基準(保修基準、土木建築基準)の間で、第2項に関連する附則の適用の扱いに差異が認められた。当該附則は、第19条第2項で、工事の計画において他の号機への影響を確認することが要求されているが、新規制基準に適合した号炉が運転を開始する段階(保安規定の施行日)から適用することを定めたものである。

事業者の従来からの内部規定では、附則の有無にかかわらず品質保証上の要求事項として、工事を計画・実施する際には他設備への影響の有無を確認するプロセスを求めており、それを担保しつつ各々の基準を改正しようとした結果、一方では反映し一方では反映されていないという異なる記載となったものである。

結果として、これによる運用上の差異は発生せず、いずれも他設備、他号機への影響の有無等は確認される仕組みとなっていること、現在申請中の3/4号機の保安規定認可後に是正される予定であることを確認した。

「工事管理の実施状況(抜き打ち検査)」については、廃止措置段階において行われている点検等の作業が関連法令とともに定められた規定類に基づき、適切に管理された状態で実施され、火災対策、放射線防護対策等を含む安全管理が適切に実施されていることを確認するため、検査を行った。検査は現場巡視において、掲示されている作業指示書、KY活動ボードに記載されている内容等を確認するほか、配管系統の隔離タグの取付・表示状況、資機材の仮置許可、火気使用の許可、消火器の配置及び消火栓の点検実績等全般について確認し、関連法令を含む事項が適切に遵守されていることを現場で確認した。

保安検査実施期間中の日々の廃止措置管理状況については、事業者からの廃止措置管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、特に問題がないことを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

### (2) 検査結果

#### ① 廃止措置計画の認可を踏まえた検査

廃止措置に伴う保安規定が認可され施行されたことから、実際の業務遂行に必要な事

項を定める下位規定に廃止措置に伴う所要の要求事項を確実に反映し、適切に運用されていることを確認するため、検査を実施した。

検査の結果、以下のとおり規定類が適切に制改正され、廃止措置業務の遂行に支障のない状態に整備されていること、制改正された規定類に従って適切に業務が実施されていることを確認した。

#### 1) 第2章 品質保証

品質保証については、規定文書体系における改廃が適正かつ廃止措置の業務に対して適切に行われていること及び規定類の変更に係る活動が変更の漏れや内容の不整合を生じないように適切に管理されていることを確認するとともに、保安規定第3条の品質保証計画が廃止措置に伴い、関連規定等新たな追加・変更等が適切に反映され、記述の適正化が図られていることを以下のとおり確認した。

廃止措置に係る保安規定の変更に伴い、保安規定変更申請、補正申請に伴う既存の下位文書の制定改廃の要否に関して「技術基準(1、2号) 資料—14 設備・運用方法等変更時の管理要領」に基づいて、各課が所管する基準、要領等の変更要否等を確認するとともに変更内容の確認が行われていること、また、各文書の変更内容については複数の課に関連する内容等を担当者間で確認の上、所管する文書の変更修正がなされていることを「変更要否チェックシート(様式-1)」により確認した。これらの確認後、「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」に基づき、定められた手順によって文書が制改正されていることを「異常時通報連絡処置基準」等の「制定改廃書」により確認した。

#### 【第3条 品質保証計画】

廃止措置段階における品質保証活動を実施する品質マネジメントシステムを確立するために定められた品質保証計画では業務の計画として発電炉における運転管理に替わって廃止措置管理が追加され、また、廃止措置管理に必要な基準・規定類が新たに追加されるとともに不要な規定文書が削除されている。そのため、発電炉で要求される項目に加え、廃止措置段階における品質保証計画で新たに要求されるプロセスや文書等を網羅する形で「品質マニュアル(基準)」が変更修正されていることを「品質マニュアル(基準)制定改廃書」等により確認した。

なお、保安規定を遵守する上で特に支障はないが、改定された一部の関連する基準間に整合性が取られていない点(後述)が認められた。

#### 2) 第3章 保安管理体制

保安管理体制については、これまでの原子炉主任技術者の規定が削除され、新たに廃止措置主任者が規定されたため、保安に係る組織・会議体に関する規定類に変更事項が反映されていることを確認した上で、その選任及び職務に係る事項を以下のとおり確認した。

#### 【第8条 廃止措置主任者の選任】

廃止措置主任者の選任については、「廃止措置主任者の保安監督に関する基準」が新たに制定され、その中で廃止措置主任者の選任要件として、要求する資格又は必要とする専門的知識に係る教育事項等が具体的に定められていることを確認した。

また、その規定に基づいて、原子炉主任技術者の資格を有する相当職位の職員が選任されていることを代行者の指定を含めて「設備別各種主任者一覧表」により確認した。

あわせて廃止措置に係る保安規定の変更に伴い、従来の1号炉における原子炉主任技術者の解任届が法令に基づいて行われていることを「原子炉主任技術者解任届」及び指示書「原子炉主任技術者の選解任について」により確認した。

廃止措置に係る当該保安規定が施行されるにあたって、施行前日までに発生した記録のうち、改正前の保安規定で求められている原子炉主任技術者固有の職責に関わる事項については、施行前日までに原子炉主任技術者により適正な確認が行われていること、廃止措置段階においても継続する業務に係るものは、施行日をもって廃止措置主任者に引き継がれていることを「技術基準(1, 2号) 資料4-2 主任者引継要領」の規定に基づく「引継書」、「当直課長引継簿」等により確認した。

### 3) 第4章 廃止措置管理

廃止措置管理については、廃止措置段階における施設運用体制の確認、運転停止に係る恒久的措置、安全貯蔵措置、工事の計画及び実施、施設運用上の基準に関する事項について、下位規定類の改正状況を以下のとおり確認した。

#### 【第11条 運転員の確保】

発電用原子炉の運転において運転員の知識、必要な構成人員が法令等に定められているが、「廃止措置の認可を受けた場合にはこの限りではない」との記載があり、廃止措置施設の運転員の確保に対する要求はないが、使用済燃料を保有していることや廃止措置を進める上で機器の運転操作や故障時の対応等が必要なことから、本条項において発電用原子炉の運転を行うものとは区別して運転員の確保を定めている。これを確実に実施するために、1直当たりの運転員の人数及び常時中央制御室に確保する人数とその資格を「運転基準(1, 2号)総括編 第2編1 I - 2運転員の業務」に定めていることを確認した。

#### 【第15条 原子炉の運転停止に関する恒久的な措置】

原子炉の運転停止に関する恒久的な措置における、燃料移送管隔離弁の閉止・施錠管理については、燃料以外を移送する場合に直ちに閉止できることを条件に隔離弁閉止の解除を許可することができるとされている。本規定は、原子炉を再起動させないための保全措置を求めるものであるが、維持管理や廃止措置に係る何らかの機材を使用済燃

料ピットと原子炉キャビティ間で移送する必要が生じた場合に最小限の運用を許容するものである。その場合、工事等を主管する課長が所長の承認を得て発電第一課に解除等の操作を依頼することとなっている。

所長の承認により解除する場合は、発電第一課当直課長が技術第一課長から鍵を借り受けて解錠し、作業終了後、直ちに閉止し施錠できるように、鍵を管理する仕組みとなっていることを「燃料管理基準(1, 2号) 第2編」「運転基準(1, 2号) 総括編第2編」、「保安規定に基づく保修業務要領(1, 2号)」により確認した。

また、施錠状態が維持されていることの確認は、発電第一課当直員による巡視により1日3回確認することを「GN-1 巡視チェックシート」により確認した。

#### 【第17条 電源機能喪失時等の体制の整備】

改正により重大事故等に係る記述が追加されたが、下位規定における運用に係る変更事項は特にないことを「保安規定に基づく保修業務要領(1, 2号)」により確認した。

ただし、廃止措置段階における要求事項として蒸気発生器及び復水タンクへの給水に対する要求がなくなったことから、水源確保に係る要員を見直し、従来の16名を11名に変更した。変更之际、そのための検討を行い実際の訓練による検証を行っており、適切な検討プロセスを経て規定類の見直しが図られていることを「全交流電源喪失時の措置に係る要員削減再検証の結果に基づく対応について」により確認した。

#### 【第18条 安全貯蔵措置】

各課長は廃止措置計画に基づく安全貯蔵の対象範囲について、安全貯蔵期間中に講じる措置を定めるとなっており、安全管理第一課長は貯蔵範囲、期間、貯蔵隔離状況の確認等の安全貯蔵措置を講じるようを定めていることを「放射線管理基準(1, 2号)」及び「放射線管理要領(1, 2号) 添付資料—30安全貯蔵措置管理要領」により確認した。また、安全管理第一課が発行する「安全貯蔵範囲設定・解除通知票」を受領後、安全貯蔵範囲の系統及び機器・設備の隔離、復旧作業を行い安全管理第一課に連絡すること、また、定期的な巡視により安全貯蔵措置期間中の隔離状態が適切に維持されていることを「安全貯蔵措置状態確認チェックシート」及び「総合点検チェックシート」により確認することが「運転基準(1, 2号) 総括編第2編1 I -2」及び「保安規定に基づく保修業務要領(1, 2号)」に定められていることを確認した。

#### 【第19条 工事の計画及び実施】

廃止措置に係る工事の計画及び実施において、適切なプロセスにより実施することが求められている。第1項では工事の計画、設計管理、調達管理及び作業管理に係る事項であるが、これらについては、従来から「設計・調達管理基準」等の下位規定で適切に管理されているが、改めて「保修基準(1, 2号)」、「土木建築基準」等の規定の該当項目を廃止措置業務に対応した要求事項として追記するなど所要の改定が実施されていること

を確認した。

ただし、**「保安規定」**の業務を規定する**「保安規定」**では**「保安規定」**の**「附則2\*」**の内容を反映し、**「保安規定」**の第2項を今回の改正では記載しなかったのに対して、**「土木建築課の業務を規定する「土木建築基準」」**では、**「保安規定」**の**「附則」**を直接反映せず、**「保安規定」**の第2項を記述している。

前者の場合は、**「保安規定」**第19条第1項の**「工事管理、設計管理、調達管理及び工事管理を保安規定等に反映する中で、既存の「設計・調達管理基準」ほかの規定を引用し適用することで他の2～4号機が停止中であっても1号炉の他の設備及び他号炉に影響を与えないことを担保している。」**後者の場合は、2～4号機が停止中であっても他設備、他号機への影響の有無の確認が必要なことに変わりがないため、今回の改定においては**「附則2\*」**に関わらず第2項の内容を反映している。

記載の統一性はないものの、いずれの場合も他設備への影響確認を行うことを確実にしているため、事業者の実際の活動は、不具合を生じるおそれはないものと判断する。事業者は、この不整合に対して3/4号機が設置変更の許可を受け**「保安規定」**の改定が認可された後、その施行に合わせて**「保安規定」**を改正する予定であることから、引き続き**「保安規定」**等でみていくものとする。

なお、同条第2項の規定で要求されている**「工事計画」**にあたり、**「工事」**が他の号機の原子炉施設に影響を及ぼさないことを確認する要求については、従来から**「設計・調達管理基準」**ほかの関連下位規定により**「設計、調達、作業の計画・実施の各過程で確認する仕組み」**になっている。また、これまでの**「保安検査」**においてもその遵守状況は良好であることを確認している。

\*: **「附則2 第19条(工事の計画及び実施)第2項の規定」**については、2号炉、3号炉及び4号炉のうち、最初の**「原子力規制委員会設置法」**の一部の施行に伴う**「関係規則」**の整備に関する**「関係規則」**の施行に伴う**「原子炉設置変更の許可及び原子炉施設保安規定変更の施行日」**から適用する。

#### 【**第21条 使用済燃料ピットの水位及び水温**】

**「施設運用上の基準として使用済燃料が使用済燃料ピットに貯蔵されている期間の水位と水温を定めており、この管理を確実に実施するために、当直課長が1日に1回の頻度で使用済燃料ピットの水位と水温を確認し、当直課長引継簿に記録することとしていることを「運転基準(1, 2号) 総括編第2編 廃止措置段階の運転基準総則」及び「1 I-2-(2) 日常業務」により確認した。また、使用済燃料ピットの水位が基準を満足しない場合には、使用済燃料のピット内での移動を中止することを定めていることを「保安規定に基づく保安業務要領(1, 2号)」により確認した。」**



#### 4) 第5章 燃料管理

廃止措置段階においては、炉心への燃料の再装荷が行われなことから従来の保安規定にある燃料の検査及び燃料の取替等に関する規定は削除され、新燃料及び使用済燃料の貯蔵管理における臨界防止措置に対する要求事項が追加されたことから、この内容が下位規定へ反映されていることを以下のとおり確認した。

##### 【第26条 新燃料の貯蔵及び第27条 使用済燃料の貯蔵】

新燃料及び使用済燃料の貯蔵に関して、使用済燃料ピット内で燃料を配置変更する場合には臨界に達しないことをあらかじめ評価することが新たに求められている。これに対して、技術第一課長は燃料配置変更に係る未臨界性評価結果が制限値を満足していることを確認し、廃止措置主任者及び所長に報告した後、実施計画を策定することを「燃料管理基準(1, 2号)第2編」に定めていることを確認した。

なお、現時点で1号機の新燃料保管庫及び使用済燃料ピットに貯蔵されている燃料体数を「燃料管理基準(1, 2号) 第2編新燃料貯蔵庫貯蔵記録」及び「使用済燃料ピット貯蔵記録」により確認するとともに、それらの燃料の貯蔵状況を「燃料管理基準(1, 2号)」で定めた頻度で巡視点検を実施していることを「燃料等貯蔵施設巡視点検チェックシート」により確認した。

#### 5) 第6章 放射性廃棄物管理

放射性廃棄物管理については、廃止措置における汚染除去に伴い新たに発生する使用済樹脂の管理に係る事項が規定類に反映し、管理が適正になされる仕組みができていること、1号機が運転を停止したことによる放出基準等が適正に見直されていることを以下のとおり確認した。

##### 【第29条 放射性固体廃棄物の管理】

廃止措置に伴う廃棄物管理に係わる事項について、系統除染で新たに発生する使用済樹脂の取り扱い及び貯蔵等に係る運用要領について聴取した。汚染の除去に伴い発生する使用済樹脂については、「放射線管理基準(1, 2号)」及び「放射線管理要領(1, 2号) 添付資料-14 放射性固体廃棄物管理要領」に汚染の除去に伴い発生する使用済樹脂の取り扱いについて新たに追記する等の改正を行うとともに、実際の運用においては1号機側の使用済樹脂貯蔵タンク SRST(1A)を指定し、通常脱塩塔使用済樹脂と混在しない運用とすることとし、運転連絡票「使用済樹脂貯蔵タンクの運用基準変更について」により周知していることを確認した。

また、その貯蔵量については、系統除染により発生する使用済樹脂の量及び線量等を見積もり、所要の貯蔵容量を確保していることを「放射線管理要領(1, 2号) 添付資料-14 放射性固体廃棄物管理要領」及び運転連絡票「使用済樹脂貯蔵タンクの運用

基準変更について」により確認した。

**【第31条 放射性液体廃棄物の管理及び第32条 放射性気体廃棄物の管理】**

放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物の放出管理については、1号機が運転を終了し、発生する放射性廃棄物の放出量が少なくなっている。

そのため、新たに設定された放出管理目標が適切な算出根拠に基づいており、下位規定に反映していることを「放射線管理要領(1, 2号) 添付資料-15 放射性液体廃棄物管理要領」及び「放射線管理要領(1, 2号) 添付資料-16 放射性気体廃棄物管理要領」により確認した。

**【第33条 放出管理用計測器の管理】**

放出管理用計測器の管理について、保安規定が2号機ほかと1号機が第1編、第2編にそれぞれ別れて定められたことから、1号機と2号機で共用するものと1号機固有のものとの区別を踏まえて適切に下位規定に数量及び取り扱いが定められていることを排気筒モニタ及び廃棄物処理設備排水モニタについては「保安規定に基づく保修業務要領(1, 2号)」、試料放射能測定装置については「放射線管理要領 添付資料-10 放射線計測器の要領管理」により確認した。

6) 第7章 放射線管理

放射線管理については、廃止措置施設における管理区域の設定解除に関する変更等の有無について、また、放射線計測器管理が2号機ほかと1号機が第1編、第2編にそれぞれ別れて定められたことから、これらの変更が規定類等に適切に反映されていることを以下のとおり確認した。

**【第35条 管理区域の設定・解除】**

管理区域の設定解除については、廃止措置に伴う区分の変更は一時的なものも含めて現時点ではないことを聴取により確認した。

**【第44条 外部放射線に係る線量率等の測定】**

外部放射線に係る線量率等の測定頻度について、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」に基づき定められ、廃止措置施設における使用済燃料の貯蔵施設は毎日1回、それ以外の施設では1週間に1回と定められたことから、下位文書に適切に反映されていることを「放射線管理基準(1, 2号)」等により確認した。

**【第45条 放射線計測器類の管理】**

第33条の放出管理用計測器の管理と同様に、保安規定が2号機ほかと1号機が第1編、第2編にそれぞれ分かれて定められたため、号機間で共用するものと1号機固有のもの

との区別を踏まえて適切に下位規定に数量及び取り扱いが示されていることをモニタリングポスト、モニタリングステーション及びエリアモニタについては「保安規定に基づく保修業務要領(1, 2号)」、被ばく管理用計測器、環境放射能用計測器、試料放射能測定装置及びサーバイメータ等放射線管理用計測器については「放射線管理要領(1, 2号) 添付資料-10 放射線計測器の管理要領」により確認した。

## 7) 第8章 保守管理

保守管理については、廃止措置に伴い、今後維持すべき設備が明確に規定され、保全方式や必要な点検頻度等の見直しを実施された上で点検計画を適切に作成していることを以下のとおり確認した。

### 【第50条 保守管理計画】

廃止措置に伴って維持すべき設備については、「廃止措置計画認可申請書」添付書類の中で維持管理対象設備として記載されており、これらが「保全プログラム運用要領(1, 2号) 添付資料7.点検計画表」及び土木建築課所掌の設備については「土木建築業務要領 添付資料6.点検計画表」に反映されていることを確認した。また、維持管理対象設備ではないが、廃止措置に伴い保全方式又は点検頻度を見直したものについては、これらが点検計画表及び長期点検計画に反映されていることを確認した。

なお、1号機の設備のうち、中央制御室非常用換気空調設備のような2号機との共用設備については、今後は2号機の保守管理下において維持管理されることになっていることを「廃止措置計画認可申請書」、「運転基準(1, 2号)」及び「保全プログラム運用要領(1, 2号)」により確認した。

また、1号機の非常用ディーゼル発電機については、1号機としての保安規定上の動作可能要求等の規定はなく定例試験は要求されないが、保安規定第1編附則第2項により、停止中の2号機の非常用ディーゼル発電機が計画的な点検等のため動作不能となる場合、2号機側の非常用発電機とみなされる期間がある。この場合、2号機の保安規定の要求に従い定例試験として起動試験を行い、動作可能であることの確認が求められる。そのため、1号機側の保守管理としては、従来と同様に時間基準保全方式による負荷試験を含む定期的な点検が行われることを「運転基準(1, 2号) 総括編第1編及び第2編」及び同「定期試験編」、並びに「保修基準(1, 2号)」及び「保全プログラム運用要領(1, 2号)」により確認した。

## 8) 第9章 非常時の措置

廃止措置段階の保安規定制定に伴い、原子炉主任技術者が解任され廃止措置主任者が選任されることとなったことから、第51条の原子力防災組織及び第55条の通報経路などの変更が反映されていること、また、資機材の数量等に変更がないことを「非常事態対策基準」により確認した。

## 9) 第10章 保安教育

従来の保安教育の項目に対して、廃止措置業務に係る教育内容が加わっていることから、所員に対する保安教育が適切に行われていることを以下のとおり確認した。

### 【第63条 所員への保安教育】

教育訓練基準に基づく保安教育として、発電第一課、保修第一課及び安全管理第一課に対して、廃止措置に係る保安規定及び関連規定類の改正内容が、保安規定施行までに教育、周知されていることを「教育訓練基準」、各課「教育訓練要領」及び「保安教育訓練実施報告書」により確認した。

関連事項として、各課の所員に対する力量管理についても廃止措置業務を遂行するのに必要な関連事項の教育が実施され、力量が認定されていることを確認するため検査を行った。各課の力量管理の項目には、必要に応じて廃止措置業務に係る規定類の変更内容などに関する事項が追加されており、それらの教育を受講し廃止措置に係る保安規定の施行日までに力量が付与されていることを各課の「力量評価表」及び「教育訓練実施報告書」により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

### ② 工事管理の実施状況（抜き打ち検査）

廃止措置段階において行われている点検等の作業が、関連法令及び定められた規定類に基づき適切に管理された状態で実施され、火災対策、放射線防護対策等を含む安全管理が適切に実施されていることを確認するため、検査を行った。

検査の結果、現場において掲示されている作業指示書、KY 活動ボードに記載されている内容等が当日の作業に対して的確なもので必要な注意事項等が示達されていることを確認したほか、作業に係る配管系統の隔離タグの取付・表示状況、資機材の仮置許可、火気使用の許可、消火器の配置及び消火栓等の点検実績等全般について確認し、関連法令を含む事項等を適切に遵守し点検等の作業を実施していることを現場で確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

### (3) 違反事項

なし

### 5. 特記事項

なし

## 保安検査日程

月日	5月22日(月)	5月23日(火)	5月24日(水)	5月25日(木)	5月26日(金)	5月27日(土)	5月28日(日)
午前	<ul style="list-style-type: none"> <li>●初回会議</li> <li>●廃止措置管理状況の聴取及び記録確認</li> <li>●中央制御室の巡視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査前会議</li> <li>●廃止措置管理状況の聴取及び記録確認</li> <li>●中央制御室の巡視</li> <li>○廃止措置計画の認可を踏まえた検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査前会議</li> <li>●廃止措置管理状況の聴取及び記録確認</li> <li>●中央制御室の巡視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査前会議</li> <li>●廃止措置管理状況の聴取及び記録確認</li> <li>●中央制御室の巡視</li> <li>○廃止措置計画の認可を踏まえた検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査前会議</li> <li>●廃止措置管理状況の聴取及び記録確認</li> <li>●中央制御室の巡視</li> <li>○廃止措置計画の認可を踏まえた検査</li> </ul>		
午後	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃止措置計画の認可を踏まえた検査</li> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃止措置計画の認可を踏まえた検査</li> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現場巡視 (1号機管理区域)</li> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現場巡視 (1号機管理区域)</li> <li>◇工事管理の実施状況</li> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●チーム会議</li> <li>●まとめ会議</li> </ul>		
勤務時間外							

○:基本検査項目 ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等

5月22日(月)の初回会議及び6月9日(金)の最終会議は、2～4号機の保安検査と合わせて実施。また、5月22日(月)～6月8日(木)において、6月6日(火)の一部を除き、2～4号機の保安検査を実施。

### 保安検査日程

月日	5月29日(月)	5月30日(火)	5月31日(水)	6月1日(木)	6月2日(金)	6月3日(土)	6月4日(日)
午前							
午後							
勤務 時間外							

○:基本検査項目    ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目    ◇:抜き打ち検査項目    ●:会議/記録確認/巡視等

### 保安検査日程

月日	6月5日(月)	6月6日(火)	6月7日(水)	6月8日(木)	6月9日(金)	6月10日(土)	6月11日(日)
午前							
午後		○廃止措置計画の認可を踏まえた検査  ●チーム会議 ●まとめ会議			●まとめ会議 ●最終会議		
勤務時間外							

○:基本検査項目    ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目    ◇:抜き打ち検査項目    ●:会議/記録確認/巡視等